

令和 7 年度 MaOI 機構海外戦略支援業務委託契約書

一般財団法人マリンオープンイノベーション機構（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲が別に定める「令和 7 年度 MaOI 機構海外戦略支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（注意義務）

第2条 乙は、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって、委託業務を処理するものとする。

（守秘義務）

第3条 乙は、委託業務を処理するに当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務を中止又は終了した後も同様とする。

（個人情報の保護）

第4条 乙は、委託業務を処理するに当たり個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託期間）

第5条 この委託期間は、契約締結の日から令和 7 年 3 月 16 日までとする。

（申出義務）

第6条 乙は、甲の定める仕様書の中に不適切な箇所があると認めたとき、又はこの契約締結後の事情の変化により委託業務を遂行することが困難となり、若しくは甲に不利になったときは、その都度甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

（委託契約額）

第7条 甲は、委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

2 前項の消費税は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託費に 110 分の 10 を乗じて得た額とする。ただし、消費税法等の改正等

により委託費に乘ずる率を変更する場合には、甲乙協議の上、取引に係る消費税及び地方消費税の額及び委託費の変更を行うものとする。

(支払方法)

第8条 乙は、第14条第2項の通知を受領した後に委託費を請求するものとし、甲は、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(契約の変更)

第9条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、若しくは請け負わせてはならない。また、甲及び乙は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、書面により相手方の承認を受けた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。

(3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。

(4) 乙が第2条から第4条の規定に違反したとき。

(5) 乙が次のアからキに該当した場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 3 甲又は乙は、正当な理由により 1 月の予告期間をもってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、委託業務の一部の実施が独立性にかかる諸法令等に抵触する又はそのおそれがあると判断した場合、甲に対して理由を示した書面による通知を行い、甲と協議の上、この契約を将来に向かって解除することができる。

(損害賠償責任)

- 第 12 条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
 - (2) 前条第 2 項又は第 3 項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。
- 2 乙は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(処理状況の報告等)

- 第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

(委託業務成果品の提出)

- 第 14 条 乙は、委託業務が終了したときは、仕様書に定める成果品を、速やかに甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定により乙から成果品の提出を受けたときは、速やかに業務の内容を検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(契約解除後の報告書の提出)

- 第 15 条 甲又は乙が第 11 条の規定によりこの契約を解除した場合は、乙は、契約解除後 5 日以内に既履行部分までの業務を遂行し、報告書を提出しなければならない。

(委託費の処理)

- 第 16 条 甲又は乙が第 11 条の規定によりこの契約を解除した場合の委託費の処理は、甲

が認める既履行部分に相当する金額をもって精算し、その引渡しを受けることができる。

2 甲は、乙が第2条から第4条の規定に違反した場合は、委託費の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

(著作物の帰属)

第17条 この契約に基づき作成された成果物の著作権(著作権法(昭和45年法律第48号))

第27条及び第28条の権利を含む。)は、甲に帰属するものとする。

(合意管轄)

第18条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(留意事項)

第19条 委託事業の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第7条第2項で規定されている合理的配慮について留意すること。

(定めのない事項の処理)

第20条 この契約に定めるものほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡県静岡市清水区日の出町9番25号

清水マリンビル2階

一般財団法人マリンオープントイノベーション機構

代表理事 松永 是

(乙)